

人 事 委 員 会 年 報

平 成 3 0 年 度

福 島 県 人 事 委 員 会

目 次

第 1 委員会運営関係業務	1
1 人事委員会の運営	1
(1) 人事委員会の委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
第 2 総務関係業務	9
1 個人情報の開示状況	9
2 公文書の開示状況	9
3 条例案に対する意見の提出	10
4 総務関係規則等の制定・改廃状況	10
第 3 任用関係業務	11
1 職員採用候補者試験の状況	11
第1表 採用候補者試験の実施日程	11
第2表 採用候補者試験の実施結果	12
第3表 採用候補者試験の受験資格	13
2 採用選考の状況	14
3 昇任選考の状況	14
第4表 平成30年度における採用選考・昇任選考の状況	15
4 募集広報活動等の状況	17
5 任用関係規則等の制定・改廃状況	18
第 4 給与関係業務	19
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	19
2 給与関係規則の制定・改廃状況	31
第 5 勤務条件関係業務	34
1 勤務条件の実態	34
2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況	44
第 6 労働基準監督関係業務	45
1 労働基準法による事業区分の決定	45
2 職権行使の実績	47
第 7 公平委員会受託業務	49

第 8	公平審査関係業務	50
1	勤務条件に関する措置の要求	50
2	不利益処分に関する審査請求	51
3	公平審査関係規則の制定・改廃状況	51
第 9	人事行政相談業務	52
1	人事行政相談業務の概要	52
2	人事行政相談の状況	52
第10	職員団体関係業務	53
1	職員団体の登録の状況	53
2	管理職員等の範囲を定める規則の改正	57
3	その他職員団体関係規則の改正	59
第11	そ の 他	60
1	事務局の組織及び分掌事務	60
2	事務局職員名簿	61
3	諸会議の開催状況	61

第 1 委員会運営関係業務

1 人事委員会の運営

(1) 人事委員会の委員

人事委員会の委員長及び委員は、次のとおりである。

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	かさま よしひろ 笠間 善裕	平成27年7月16日 委員就任 [委員長就任] 平成30年7月23日～現在	(現)弁護士
委員	さいとう のりこ 齋藤 記子	平成29年7月20日 委員就任	(現)会社役員
委員	ちば えつこ 千葉 悦子	平成30年7月23日 委員就任	(現)福島大学名誉教授 (現)放送大学福島学習センター所長

(2) 人事委員会の開催状況

人事委員会の開催回数は25回(定例会21回、臨時会4回)で、その審議事項等は次のとおりである。

なお、人事委員会会議規則を改正し、平成30年3月14日の人事委員会から、会議を原則公開する取り扱いとしている。

ア 総括

(単位:件)

議案件数						協議	報告	その他	計
規則の 制定・ 改廃	試験・ 採用	公平 審査	条例案に 対する 意見	その他	小計				
30	34	9	5	12	90	6	17	34	147

イ 審議内容

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
30.4.19	第 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 勤務条件に関する措置要求の受理について</p> <p>第 2 号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名について</p> <p>第 3 号 平成 3 0 年度において実施しない区分試験について</p> <p>第 4 号 平成 3 0 年度に実施する採用試験の第 1 次試験種目及び第 2 次試験種目について</p> <p>第 5 号 平成 3 0 年度に実施する採用試験又は区分試験に係る教養試験及び専門試験の出題分野について</p> <p>第 6 号 一般職の任期付職員の採用について</p> <p>第 7 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 8 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 9 号 特地勤務手当に準ずる手当に係る支給対象現場事務所について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 人事行政相談員の指名について</p> <p>2 人事行政相談の実績について</p> <p>3 平成 3 0 年度福島県警察官（警察官 A）採用候補者試験（特別募集）の受験申込状況について</p> <p>4 平成 3 0 年職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>1 「公平審査の手引き」の公開について</p> <p>2 平成 2 9 年度福島県職員等採用候補者試験合格者の採用状況について</p> <p>3 委員会等の開催日程について</p> <p>4 委員公所調査について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
30.5.31	第 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 平成 3 0 年度福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験 (特別募集) 第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>第 3 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 4 号 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について</p> <p>第 5 号 給料の特別調整額の支給額について</p> <p>第 6 号 特地勤務手当に準ずる手当に係る支給対象現場事務所について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 公益的法人等への職員の派遣実績について</p> <p>2 平成 3 0 年度福島県職員 (大学卒程度) 採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成 3 0 年度福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>2 平成 3 0 年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議における意見交換事項について</p> <p>3 委員会等の開催日程について</p>
30.6.21	第 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員団体の登録に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 職員の採用選考について</p> <p>第 3 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第 4 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 5 号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第 6 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(その他)</p> <p>1 夏の時差出勤の試行について</p>
30.6.27	第 4 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 平成 3 0 年度福島県職員 (大学卒程度) 採用候補者試験第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 解雇予告除外認定の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
30.7.9	第 5 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 勤務条件に関する措置要求の受理について</p> <p>第 2 号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 パワー・ハラスメント事案への対応について</p> <p>2 職員の再任用及び再任用の任期の更新状況について</p> <p>3 定年に達した職員に係る勤務延長の状況について</p>
30.7.23	第 6 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 委員長の選挙について</p> <p>第 2 号 委員長職務代理者の指定について</p> <p>第 3 号 平成 3 0 年度福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験 第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>第 4 号 職員の採用選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
30.8.21	第 7 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 平成 3 0 年度福島県職員 (大学卒程度) 採用候補者試験 の合格者の決定について</p> <p>第 2 号 平成 3 0 年度福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験 (特別募集) の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申入れについて</p> <p>2 平成 3 0 年度福島県職員 (資格免許職・高校卒程度・民間企業等職務経験者) 及び福島県市町村立学校栄養・学校事務職員採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>3 平成 3 0 年度福島県警察官 (警察官 B) 採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>4 平成 3 0 年人事院勧告等の概要について</p> <p>5 平成 3 0 年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議について</p> <p>6 委員会等の開催日程について</p>
30.9.7	第 8 回 定 例 会	<p>(協 議)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 不利益処分についての審査請求の取下げについて</p> <p>2 職員の採用選考の専決処理について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申入れについて</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
30.9.14	第9回定例会	(議案) 第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について (協議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (その他) 1 職員団体等からの申入れについて
30.9.20	第10回臨時会	(協議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について
30.9.27	第11回臨時会	(議案) 第1号 平成30年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験の合格者の決定について 第2号 職員の給与等に関する報告及び勧告について 第3号 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について (その他) 1 委員会等の開催日程について
30.10.3	第12回定例会	(議案) 第1号 平成30年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第2号 平成30年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第3号 平成30年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第4号 平成30年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について 第5号 平成30年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について (報告) 1 パワー・ハラスメント事案への対応について
30.10.23	第13回定例会	(議案) 第1号 平成30年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について (その他) 1 公平審査係属事案の進捗状況について 2 委員会等の開催日程について

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
30.11.7	第14回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 平成30(措)第1号事案のあっせんについて</p> <p>第2号 平成30年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 平成30年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 平成30年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第5号 平成30年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 平成30年度勤務条件実態調査の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>1 人事委員会勧告の全国状況について</p>
30.11.28	第15回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員団体の登録について</p> <p>第2号 平成30(措)第2号事案の判定について</p> <p>第3号 職員の採用選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
30.12.5	第16回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 平成30年度福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 平成30年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
30.12.10	第17回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
30.12.20	第18回臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 勤務条件に関する措置要求の受理について</p> <p>第2号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名について</p> <p>第3号 解雇予告除外認定について</p> <p>第4号 職員の採用選考について</p> <p>第5号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第6号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第7号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第8号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第9号 宿日直手当額の改定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p>
31.1.18	第19回定例会	<p>(協議)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p> <p>(報告)</p> <p>1 平成29(審)第1号事案 第1回口頭審理の結果について</p>
31.1.23	第20回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 平成31年度福島県職員等採用候補者試験の実施について</p> <p>第2号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について</p> <p>第3号 口頭により開示請求を行うことができる個人情報定める件の一部改正について</p> <p>第4号 選考により採用する職員の職を定める件の一部改正について</p> <p>第5号 選考により採用する職員の職の承認について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成31年度事業計画について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>
31.2.8	第21回定例会	<p>(協議)</p> <p>1 平成29(審)第1号事案の裁決(案)について</p> <p>(報告)</p> <p>1 平成29(審)第1号事案の第1回書面審理の結果について</p>
31.2.14	第22回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>第2号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第3号 2019年度に実施する警察官採用候補者試験の試験種目及び教養試験の出題分野について</p> <p>(報告)</p> <p>1 勤務条件に関する措置要求の取下げについて</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
31. 2. 26	第 2 3 回 臨 時 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 平成 2 9 (審) 第 1 号事案の裁決について</p> <p>第 2 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第 3 号 職員の採用選考について</p> <p>第 4 号 職員の昇任選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 平成 3 1 年度委員公所調査の訪問先について</p> <p>2 口述試験等に係る評定票 (案) について</p> <p>3 委員会等の開催日程について</p>
31. 3. 12	第 2 4 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 断続的な宿直又は日直勤務の許可基準の改正について</p> <p>第 2 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 4 号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第 5 号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第 6 号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 7 号 職員の採用選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
31. 3. 26	第 2 5 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について</p> <p>第 4 号 職員の採用選考について</p> <p>第 5 号 特定任期付職員の採用について</p> <p>第 6 号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第 7 号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第 8 号 給料の特別調整額の支給額について</p> <p>第 9 号 宿日直手当額の改定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 2 0 1 9 年度福島県警察官 (警察官 A) 採用候補者試験 (第 1 回) の受験申込状況について</p> <p>2 委員会等の開催日程について</p>

第2 総務関係業務

1 個人情報の開示状況

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成7年福島県人事委員会規則第3号）に基づき、平成30年度に行った個人情報の開示状況は、次のとおりである。

(1) 本開示の状況

福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験	4件 [30.8.24, 30.9.3, 30.9.13, 31.3.11]
福島県警察官（警察官A）採用候補者試験	2件 [30.4.6, 30.10.9]
福島県警察官（警察官B）採用候補者試験	2件 [30.12.11, 30.12.12]
福島県市町村立学校事務職員採用候補者試験	1件 [30.12.11]

(2) 簡易開示の状況

試験区分	第1次試験				第2次試験				合計		
	開示期間	対象者	開示 件数	開示率%	開示期間	対象者	開示 件数	開示率%	対象者	開示 件数	開示率%
大学卒程度 うち行政事務	30.6.29～	262	21	8.0	30.8.22～ 30.9.21	266	125	47.0	528	146	27.7
	30.7.30	209	20	9.6			80	57.6		100	28.7
資格免許職	30.10.5～	22	0	0.0	30.11.9～ 30.12.10	6	0	0.0	28	0	0.0
	30.11.5										
高校卒程度 うち行政事務	30.10.5～	78	3	3.8	30.11.9～ 30.12.10	38	7	18.4	116	10	8.6
	30.11.5	52	3	5.8			5	25.0		8	11.1
民間企業等 職務経験者	30.10.24～ 30.11.26	138	20	14.5	30.12.7～ 31.1.7	34	6	17.6	172	26	15.1
警察官A	30.7.24～30.8.23（但し、共同 試験受験者は31.1.7～31.2.6）	32	0	0.0	30.9.28～ 30.10.29	158	30	19.0	190	30	15.8
警察官B	30.10.5～30.11.5（但し、共同 試験受験者は31.3.15～31.4.15）	45	1	2.2	30.12.7～ 31.1.7	200	44	22.0	245	45	18.4
警察官A （特別募集）	30.6.1～ 30.7.2	17	1	5.9	30.8.22～ 30.9.21	50	7	14.0	67	8	11.9
学校栄養	30.10.5～ 30.11.5	20	0	0.0	30.11.9～ 30.12.10	7	1	14.3	27	1	3.7
学校事務	30.10.5～ 30.11.5	64	2	3.1	30.11.9～ 30.12.10	49	13	26.5	113	15	13.3
合計		678	48	7.1		808	233	28.8	1,486	281	18.9

2 公文書の開示状況

平成30年度は、福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成12年福島県人事委員会規則第19号）に基づく開示請求はなかった。

3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、平成30年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
30. 6. 21	議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
30. 9. 14	議案第11号 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の改正規定を除く）	適当であると認める。
30. 12. 10	議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第73号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第74号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第75号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
31. 2. 14	議案第53号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
31. 2. 26	議案第130号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。

4 総務関係規則等の制定・改廃状況

平成30年度は総務関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第3 任用関係業務

1 職員採用候補者試験の状況

平成30年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の14区分試験、「資格免許職」試験の1区分試験、「高校卒程度」試験の3区分試験、「民間企業等職務経験者」試験の3区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（通常試験）試験の2区分試験、「警察官B」（通常試験）試験の2区分試験、「警察官A」（特別募集）試験の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて29区分の試験を実施し、受験申込者総数は1,997名（平成29年度2,065名）、受験者総数は1,622名（平成29年度1,618名）となり、受験申込者総数は前年度を下回ったが、受験者総数は前年度を上回った。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

なお、「民間企業等職務経験者」試験で、教養試験の出題数の削減（50題→30題）、資格加点制度の導入及びアピールシート試験の導入を行った。

第1表 採用候補者試験の実施日程

			試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大 学 卒 程 度			5月1日	5月 1日～25日	6月24日	7月9日～13日 7月26日～8月2日	8月22日
資 格 免 許 職			5月1日	8月 1日～17日	9月23日	10月15日～17日 10月26日～29日	11月 9日
高 校 卒 程 度			5月1日	8月 1日～17日	9月23日	10月15日～17日 10月26日～29日	11月 9日
民間企業等職務経験者			5月1日	7月20日～8月17日	9月23日	11月13日～14日	12月 7日
警 察 官	通常 試験	警察官A	5月1日	5月11日～6月8日	7月 8日	8月23日～26日	9月28日
		警察官B	5月1日	7月20日～8月17日	9月16日	11月 1日～ 4日	12月 7日
	特別 募集	警察官A	2月20日	3月9日～4月6日	5月13日	6月28日～7月1日	8月22日
市町村立学校栄養職員			5月1日	8月 1日～17日	9月23日	10月15日～17日 10月26日～29日	11月 9日
市町村立学校事務職員			5月1日	8月 1日～17日	9月23日	10月15日～17日 10月26日～29日	11月 9日

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分	事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験			競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (31.4.1現在)
				受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c	合格者数 (名)		競争倍率 (倍)		
大学卒程度	行政事務	70	509	358 (120)	70.3	148 (38)	142 (38)	86 (29)	4.2	105	3.9	63 (19)	
	警察事務	4	38	26 (18)	68.4	14 (9)	12 (8)	5 (5)	5.2	1	12.0	5 (5)	
	農業	16	48	37 (10)	77.1	32 (7)	29 (6)	19 (4)	1.9	22	1.8	18 (4)	
	農業土木	4	17	14 (6)	82.4	14 (6)	14 (6)	6 (2)	2.3	10	1.3	4 (1)	
	林業	2	20	14 (3)	70.0	7 (1)	7 (1)	2 (1)	7.0	11	1.5	2 (1)	
	土木	13	49	36 (5)	73.5	26 (4)	25 (4)	14 (3)	2.6	13	1.9	10 (2)	
	建築	3	11	11 (3)	100.0	10 (2)	8 (0)	3 (0)	3.7	1	8.0	3 (0)	
	化学	2	19	13 (1)	68.4	7 (0)	6 (0)	2 (0)	6.5	9	2.3	2 (0)	
	農芸化学	1	4	3 (2)	75.0	2 (2)	2 (2)	1 (1)	3.0	5	1.2	1 (1)	
	薬学	6	7	4 (1)	57.1	4 (1)	4 (1)	2 (0)	2.0	3	3.3	2 (0)	
	畜産	4	7	4 (3)	57.1	3 (2)	3 (2)	3 (2)	1.3	2	2.5	3 (2)	
	水産	1	12	7 (1)	58.3	4 (1)	4 (1)	2 (0)	3.5	3	2.0	2 (0)	
	機械	3	11	9 (1)	81.8	8 (1)	7 (1)	4 (1)	2.3	2	5.0	2 (1)	
	心理判定員	3	18	17 (11)	94.4	11 (7)	9 (6)	4 (3)	4.3	4	4.3	4 (3)	
	(小計)	132	770	553 (185)	71.8	290 (81)	272 (76)	153 (51)	3.6	191	3.1	121 (39)	
資格免許職	司書	2	31	29 (20)	93.5	7 (2)	6 (1)	2 (0)	14.5	3	8.7	2 (0)	
	栄養士	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5.5	-	
	(小計)	2	31	29 (20)	93.5	7 (2)	6 (1)	2 (0)	14.5	7	6.9	2 (0)	
高校卒程度	行政事務	9	88	77 (34)	87.5	25 (8)	20 (7)	13 (6)	5.9	17	6.2	10 (5)	
	警察事務	4	41	39 (27)	95.1	15 (8)	15 (8)	4 (2)	9.8	4	2.0	3 (2)	
	土木	2	6	5 (1)	83.3	3 (0)	3 (0)	2 (0)	2.5	4	1.3	2 (0)	
	(小計)	15	135	121 (62)	89.6	43 (16)	38 (15)	19 (8)	6.4	25	4.8	15 (7)	
民間企業等 職務経験者	行政事務	5	174	154 (35)	88.5	21 (5)	18 (4)	9 (2)	17.1	6	21.3	9 (2)	
	農業土木	1	1	1 (0)	100.0	0 (0)	-	-	-	2	3.5	-	
	土木	3	20	20 (1)	100.0	16 (1)	16 (1)	8 (1)	2.5	11	1.8	5 (1)	
	(小計)	9	195	175 (36)	89.7	37 (6)	34 (5)	17 (3)	10.3	19	8.2	14 (3)	
県職員合計		158	1,131	878 (303)	77.6	377 (105)	350 (97)	191 (62)	4.6	242	3.8	152 (49)	
警察官	警察官A	男性・一般	40	253	213	84.2	181	128	59	3.6	62	3.8	40
		女性・一般	14	61	44 (44)	72.1	43 (43)	30 (30)	15 (15)	2.9	16	2.3	8 (8)
		(小計)	54	314	257 (44)	81.8	224 (43)	158 (30)	74 (15)	3.5	78	3.5	48 (8)
	警察官B	男性・一般	56	212	191	90.1	163	150	61	3.1	77	2.8	57
		女性・一般	16	75	70 (70)	93.3	53 (53)	50 (50)	16 (16)	4.4	16	4.6	14 (14)
		(小計)	72	287	261 (70)	90.9	216 (53)	200 (50)	77 (16)	3.4	93	3.1	71 (14)
	特別警察官 募集A	男性・一般	30	102	77	75.5	62	47	12	6.4	-	-	10
		女性・一般	5	9	8 (8)	88.9	6 (6)	4 (4)	2 (2)	4.0	-	-	2 (2)
		(小計)	35	111	85 (8)	76.6	68 (6)	51 (4)	14 (2)	6.1	-	-	12 (2)
警察官合計		161	712	603 (122)	84.7	508 (102)	409 (84)	165 (33)	3.7	171	3.3	131 (24)	
市町村立学校栄養		2	31	27 (25)	87.1	7 (5)	7 (5)	2 (2)	13.5	8	3.6	2 (2)	
市町村立学校事務		23	123	114 (62)	92.7	50 (28)	49 (28)	25 (17)	4.6	20	5.3	21 (16)	
(総合計)		344	1,997	1,622 (512)	81.2	942 (240)	815 (214)	383 (114)	4.2	441	3.7	(306) (91)	

注 表中の () 内の数字は、女性の内数。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 事 務 農 業 土 業 農 林 木 業 土 建 木 築 化 学 産 産 畜 水 機 械	次のいずれかに該当する者 1 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 2 平成9年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	農 芸 化 学	次のいずれかに該当する者 1 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する者と同等の資格があると認める者 2 平成9年4月2日以降に生まれた者で、1の(1)又は(2)に該当する者
	薬 学	薬剤師の免許を有する者又は取得見込みの者で、次のいずれかに該当する者 1 昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 2 平成7年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	心 理 判 定 員	昭和58年4月2日以降に生まれた者で次のいずれかに該当する者 (1) 大学において、心理学を専修する学科を修めて卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当すると認める課程を修めて卒業した者又は平成31年3月末日までに卒業見込みの者
資 格 免 許 職	司 書	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、司書（図書館法によるものに限る）の資格を有する者又は取得見込みの者

		受 験 資 格
高校卒業程度	行政事務警察事務	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は平成31年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）
職民間経業等	行政事務農業者土木	次のすべての要件を満たす者 1 昭和34年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(平成30年7月末日現在)有する者
警察官	通常	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般) 昭和60年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは平成31年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者
	試験	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般) 昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者若しくは平成31年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者を除く。）
市町村立学校栄養職員		平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は取得見込みの者
市町村立学校事務職員		平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は平成31年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）

2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

平成30年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

3 昇任選考の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、昇任は任命権者が人事評価その他能力の実証に基づき行うものとされた。本県においては、平成28年10月に人事評価制度が正式導入され、平成30年4月1日付けの人事異動に伴う昇任から人事評価の結果を活用し、任命権者が昇任選考を行うこととなった。

なお、警察官の死亡時昇任や退職時昇任などの特例昇任については、全国でも同様の制度として設けられていることや、人事評価制度は活用するものの、公務への貢献により判断されることなどを踏まえ、引き続き人事委員会が選考により昇任を行う。（警察官の任用の特例に関する規則第4条）

平成30年度中の昇任選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

第4表 平成30年度における採用選考・昇任選考の状況

給料表	採用・昇任の別	採用					昇任				
	任命権者 標準的な職	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
行政職	部（局）長	2				2					
	部（局）次長（参事）	1				1					
	課長	8	10			18					
	副課長	1	1			2					
	主任主査（課長補佐）	3				3					
	主査（係長）	1	2	2		5					
	上級係員	6	1			7					
	係員	25	1		6	32					
	計	47	15	2	6	70					
公安職	警視			8		8			4	4	
	警部			7		7			33	33	
	警部補								18	18	
	巡査部長			17		17					
	巡査			34		34					
	計			66		66			55	55	
研究職	部次長										
	課長										
	副課長										
	主任主査										
	主査		1			1					
	上級係員		1			1					
	係員	2		1		3					
	計	2	2	1		5					

給料表	採用・昇任の別		採用					昇任				
	標準的な職	任命権者	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
医療職(一)	部次長					1	1					
	課長	1				1	2					
	副課長											
	主任主査					1	1					
	主査	1				1	2					
	係員	1					1					
	計	3				4	7					
医療職(二)	課長											
	副課長											
	主任主査											
	主査											
	上級係員											
	係員	4					4					
	計	4					4					
医療職(三)	課長											
	副課長											
	主任主査											
	主査											
	上級係員	1				3	4					
	係員	3				8	11					
	計	4				11	15					
事務職	主任主査											
	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
医療職	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
教育職	主任主査											
	主査			19			19					
	計			19			19					
合計		60	36	69	21	186			55		55	

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職(一)～(三)」には病院医療職(1)～(3)がそれぞれ含まれる。

4 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

(1) 総合案内パンフレットの作成・配布

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内パンフレット（8,000部）を作成し、説明会会場、事務局、地方振興局、県外事務所等において配布するとともに、大学等にポスターの掲示を依頼した。

(2) 試験制度説明会等の実施

ア 福島県職員セミナー・県庁見学会を県庁で開催し、県職員の職務内容等についての説明や職場見学を行った。（参加者119名）

イ 県職員の業務内容や職場の雰囲気などを座談会形式で説明し、参加者の質疑に応じる対話型の説明会「ジョブトークof福島県庁」を県内外の会場で実施した。（9回、参加者80名）

ウ 県職員の仕事のやりがいや魅力を実感してもらうため、事業案作成を疑似体験する「なりきり！1日県職員体験ゼミ」を実施した。（参加者30名）

エ 県内外の大学等に出向き、採用試験に関する説明会を実施した。（参加者 県内大学等201名、県外大学等194名）

オ 首都圏及び関西圏在住の受験希望者を対象に、東京都・大阪府で「出張！福島県職員セミナー」を実施した。（参加者54名）

カ 将来の採用試験受験に繋げるため、県内高校・中学校を訪問し生徒に県職員の仕事内容等を紹介する「出張！キャリア塾」を実施した。（3校、参加者355名）

キ 受験申込開始時期にあわせて採用試験説明会を実施した。（参加者170名）

ク 技術職の受験者確保に向けて、事務局職員による大学訪問を実施した。（11校）

ケ 2019年度試験における受験者確保に向けて、新たに次の取組を実施した。

（ア）大阪府で「出張！福島県職員セミナー」を実施した。（参加者4名。※上記オの内数）

（イ）福島県だけでなく、東京都でも受験申込開始時期に実施する採用試験説明会を開催した。（参加者49名。※上記キの内数）

（ウ）保護者向けの説明会を開催した。（参加者11名）

(3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業主催の大規模な合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（14回、参加者326名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトに参加し、志望者へ随時情報を提供した。（本県エントリー者267名）

(4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ テレビ、新聞等による広報

ウ 県内主要駅、スーパー等へのポスター掲示

エ 新聞社ホームページバナー広告等の掲載

オ 県職員紹介動画を制作し、県公式YouTubeチャンネルで公開

5 任用関係規則等の制定・改廃状況

平成30年度中に公布された任用関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

(1) 規則

○ 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
31.2.1	第1号	31.2.1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採用試験の告知方法を「福島県報」から「人事委員会のウェブサイトへの掲載」に改めた。 ○ 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の区分試験の「心理判定員」の受験資格の見直しを行い、名称を「心理」に改めた。 ○ 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の区分試験に「福祉」を追加した。 ○ 福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の区分試験に「薬学」を追加した。 ○ 福島県警察官（警察官A）採用候補者試験を二回実施するよう改めた。

(2) 告示

○ 選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
31.2.1	第1号	31.2.1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争試験の職種とする「福祉」について、指定を廃止した。

○ 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
31.2.1	第2号	平成31年4月以降に合格者を発表する試験から適用する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の区分試験の欄に「薬学」を追加した。

第4 給与関係業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成30年10月2日、議会及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

報 告

I 職員の給与

1 職員の給与の状況

職員の給与に関する条例の適用を受ける職員及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の平成30年4月1日現在における給与等の状況は下表のとおりである。

○県職員の給与等の状況

区 分		平成30年 4月1日(A)	平成29年 4月1日(B)	増 減 (A)－(B)
職 員 数		14,301人	14,333人	△32人
平均 給 与 月 額	給 料	352,549円	353,039円	△490円
	地域手当	421円	436円	△15円
	給料の特別調整額	6,759円	6,683円	76円
	扶養手当	10,263円	10,033円	230円
	住居手当	7,719円	7,583円	136円
	その他	5,737円	5,767円	△30円
	計	383,448円	383,541円	△93円
平均年齢		41.9歳	41.9歳	0.0歳
平均経験年数		19.6年	19.6年	0.0年
学 歴 別 構 成 比	大学卒	77.0%	77.4%	△0.4%
	短大卒	3.5%	3.3%	0.2%
	高校卒	19.5%	19.3%	0.2%
	中学卒	0.0%	0.0%	0.0%

○市町村立学校職員の給与等の状況

区 分		平成30年 4月1日(A)	平成29年 4月1日(B)	増 減 (A)－(B)
職 員 数		10,069人	10,368人	△299人
平均 給 与 月 額	給 料	400,221円	402,457円	△2,236円
	地域手当	20円	22円	△2円
	管理職手当	6,683円	6,585円	98円
	扶養手当	8,761円	8,316円	445円
	住居手当	5,628円	5,417円	211円
	その他	10,802円	10,714円	88円
	計	432,115円	433,511円	△1,396円
平均年齢		47.6歳	47.7歳	△0.1歳
平均経験年数		25.1年	25.2年	△0.1年
学 歴 別 構 成 比	大学卒	86.5%	86.2%	0.3%
	短大卒	7.8%	8.1%	△0.3%
	高校卒	5.7%	5.7%	0.0%
	中学卒	—	—	—

(注) 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。また、平成27年度の給与制度の総合的見直しによる給料表切替に伴う差額を含む。

2 民間給与の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、平成30年も人事院及び各都道府県等人事委員会と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の840の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した185事業所を対象に「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、平成30年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

(2) 調査の実施結果

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.1%、ベースアップを中止した事業所の割合は14.4%となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.0%となっている。昇給額については、平成29年に比べて増額となっている事業所の割合は30.2%、減額となっている事業所の割合は4.2%となっている。一方、定期に行われる昇給を中止した事業所の割合は1.9%となっている。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で49.3%、高校卒で36.7%となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で32.9%、高校卒で33.3%、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で67.1%、高校卒で66.7%、初任給が減額となっている事業所はなかった。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の平成30年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を321円（0.09%）下回った。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間における特別給（ボーナス）の平成29年8月から平成30年7月までの1年間の支給実績を精確に調査しており、その結果に基づいて職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間の特別給との比較を行っている。

これによる結果、民間の特別給の年間支給割合は、所定内給与月額との4.41月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.35月分）が民間の特別給を0.06月分下回った。

4 最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、平成30年4月の福島県の常用労働者の所定内給与は、平成29年4月に比べて0.7%減少し、所定外給与は、平成29年4月に比べて14.5%増加している。

平成30年4月の消費者物価指数（総務省、福島市）は、平成29年4月に比べて0.5%増加しており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、福島市）は、平成29年4月に比べて15.8%減少している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した平成30年4月における福島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ135,630円、168,530円及び201,400円となっている。また、同月における福島市の1人世帯の標準生計費は、人事院が算定した全国の1人世帯の標準生計費を基礎に算定すると、101,360円となっている。

「最近の雇用失業情勢」（厚生労働省福島労働局）によると、平成30年4月の福島県の有効求人倍率は、平成29年4月に比べて0.08ポイント上昇して1.53倍（季節調整値）、新規求人倍率は、平成29年4月と比べて0.13ポイント上昇して2.05倍（同）となっている。

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、平成30年8月10日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。また、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。これらの概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 平成30年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.16%）を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率88.2%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 655円 0.16% [行政職(-)…現行給与 410,940円 平均年齢 43.5歳]
[俸給583円 はね返り分^(注)72円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 平成29年8月から平成30年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.40月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(-)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(-)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(-)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

・月例給：平成30年4月1日 ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上職員が年5日以上の年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成

の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

6 平成30年の給与の改定等

(1) 平成30年の給与の改定

ア 改定の基本方針

職員の給与決定に関する諸条件は、以上に述べたとおりである。

国家公務員の給与については、平成30年8月に給与改定に関する人事院勧告が行われたところであり、他の都道府県職員の給与についても、各人事委員会により人事院勧告や民間給与の状況等を考慮した給与勧告が行われ、あるいは行われることが予定されている。

本委員会は、これらの諸事情を総合的に勘案した結果、以下のとおり判断した。

月例給については、職員の給与と民間給与との間に小さいながら較差が認められたことから、地方公務員法の趣旨を踏まえ、他の都道府県の動向を考慮しながら慎重に検討を行った結果、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げを行うことが適当であり、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、平成29年8月から平成30年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとする。

イ 改定すべき事項

(ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、東日本大震災（以下「震災」という。）からの復興、そして地方創生を更に前進させるため、必要な人材を確保する必要があること及び人事院勧告の内容を考慮し、初任給を中心に、若年層に重点を置いた給料月額の改定を行い、給料表を平均0.1%引き上げることとする。

また、行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本とし、加えて、医療職給料表(二)については、獣医師及び薬剤師の確保が困難な状況を踏まえ、所要の改定を行う。

この改定は、平成30年4月に遡及して実施する。

(イ) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて上限額の引上げを行い、平成30年4月に遡及して実施する。

(ロ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.40月分とする。

支給月数の引上げ分は、改定の基本方針を踏まえ勤勉手当に配分し、平成30年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に引き上げることとする。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分する。

(イ) 宿日直手当

宿日直手当については、国家公務員に対してとられる措置を考慮して改定する必要がある。

(2) その他の課題

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

II 人事管理の課題

1 働き方改革と勤務環境の整備

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方等の実現を目指す働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革推進法」という。）が成立し、これにより、民間労働者については、いわゆる三六協定で定める時間外労働の上限等が定められ、平成31年4月から施行されることとなった。

本県においても、職員の健康保持や人材の確保の観点等から、長時間労働を是正すべき必要があり、働き方改革推進法の趣旨を踏まえ、公務がより効率的に運営されるために、職員一人一人が心身の健康を保ち、働きやすい職場環境の整備を一層進める必要がある。

(1) 長時間労働の是正

本委員会の調査によれば、職員1人当たりの超過勤務時間（以下「超過勤務時間」という。）は、平成28年度から2年連続で減少しており、任命権者における超過勤務縮減に向けた取組の成果が現れているものと思料される。しかしながら、超過勤務時間は震災以降高い水準で推移しており、恒常的な長時間労働は、職員の心身への影響も大きいことから、任命権者においては、引き続き、必要な人員の確保や管理職員による効果的・能率的なマネジメントを一層強化するとともに、ITを活用した業務改革や業務の簡素効率化など、長時間労働の是正に向け、より実効性のある取組を推進していく必要がある。加えて、特定の職員に超過勤務が偏っている状況が確認されたことから、職員間の業務の平準化を進めていく必要がある。

また、教職員の長時間労働については、教育委員会が、2020年度までに時間外勤務時間を30%削減することを目標とした教職員多忙化解消アクションプランを策定し、具体的な取組を進めているところであり、本委員会として、今後とも、その進捗と時間外労働の状況について注視していく。

さらに、長時間勤務職員について、医師による面談が実施されているが、その効果が実感できていない状況が確認されたことから、より適切に職員の健康管理が行われるよう、面談指導を効果的なものとする必要がある。

(2) 職員の健康保持

本委員会の調査によれば、長期休暇等を取得している職員のうち、心の疾病を原因とするものが依然として大きな割合を占めており、当該職員については、長期休暇等の期間を更新したり、職務復帰後に再度病気休暇等を取得するケースも多くなっている。任命権者においては、心の疾病を原因とする病気休職者等に対する職場復帰支援プログラムを策定するなどの対策を講じているが、これらが各職場において十分に理解・活用され、心の疾病を原因とする長期休暇等を取得した職員の職務復帰が円滑に行われるよう支援体制を更に強化していく必要がある。

また、労働安全衛生法に基づくストレスチェックが実施されているが、メンタルヘルス不調の未然防止という目的を踏まえ、職員の制度への理解を進めるとともに、集計・分析結果を活用した職場環境の改善を積極的に進める必要がある。

さらに、健康診断の有所見率が83.1%と依然として高い状況となっていることから、任命権者においては、職員の健康保持に向けた取組を強化していく必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進

職員が心身共に健康で職務に従事するためには、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要である。本委員会の調査によれば、両立支援制度の活用が低調であることから、任命権者においては、引き続き、家庭生活における育児や介護に関する両立支援制度の一層の周知と活用しやすい環境作りを積極的に行うとともに、その利用促進を図る必要がある。

また、任命権者においては、新たにいわゆる「あさ活」を試行し、育児・介護中の職員が利用しやすいものとするなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する取組を進めている。更に職員の事情に応じた柔軟な働き方を進めていくために、国や他の都道府県の状況を踏まえ、サテライトオフィスを始めとするテレワーク等の実施を検討する必要がある。

心身の疲労を回復し、意欲的に職務に従事するためには、年次有給休暇の計画的な取得が重要であり、年間5日未満の年次有給休暇取得者が管理職員の27.8%を占める状況となっていることを踏まえ、職員の計画的な年次有給休暇の取得を進める上でも、任命権者においては、特に管理職員の年次有給休暇取得促進を図る必要がある。

2 人材の確保・育成等への取組

復興・創生期間3年目を迎えた本県では、平成24年12月に策定した総合計画「ふくしま新生プラン」の下、復興・創生を更に前進させるための様々な施策に取り組んでおり、重要かつ難しい課題が山積しているものの、避難地域の小中学校の再開や過去最高を更新した県産農産物の輸出実績など、これまでの努力が成果として現れているところである。

福島県の「誇り」を取り戻すための「挑戦」を続けている本県では、チャレンジ精神に溢れ、県民全体の奉仕者であることへの自覚と「福島県をより良くしたい」という情熱を持った、有為な人材の確保と育成が極めて重要な課題である。

そのため、以下のとおり、本委員会を始め、各任命権者ともに積極的に取り組む必要がある。

(1) 人材の確保

震災以降これまで復興・創生業務の増加等へ対応するため、正規職員や任期付職員の採用等により職員の増員がなされてきた。本委員会としても、より弾力的に人材を確保することができるように任用制度を見直してきたところである。

人材確保にあたっては、より多くの者が採用試験を受験するための取組として、県内外の大学訪問や合同説明会への参加、県職員セミナー等の自主開催の説明会による情報発信、東京都等での技術職対象の説明会など、関係部局と連携しながら広報活動を実施してきたところである。

また、女性受験者の更なる確保に向け、男女ともに働きやすい勤務環境やキャリアアップについての積極的な広報を行ったほか、県職員の仕事への関心を高めるために、中高生を対象とした出前講座を開催するなど、将来に向けた人材確保の取組も進めてきたところである。

しかしながら、若年人口が減少していく中で、民間企業・国や他の地方公共団体の高い採用意欲等を背景に、受験者数は減少傾向にあり、特に技術職においてその傾向が顕著であるなど、人材確保を取り巻く環境は依然として厳しく、有為な人材を確保するためには、今まで以上に計画的・戦略的に取り組んでいく必要がある。

今後とも、本委員会が中心となり、任命権者との連携を一層強化し、本県職員として働くことの魅力を広く具体的に発信していくことに加え、特に、技術系の人材、女性、中高生及びその保護者等を対象にきめ細かな情報発信を行うことにより、職業選択における本県職員への関心を高め、受験者の確保に努めるとともに、県民全体の奉仕者たる県職員としてふさわしい有為な人材の確保に向けて、採用試験制度を検証していくこととする。

(2) 人材の育成

本県においては、目指すべき県職員像として「自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成」を掲げ、養成すべき能力を具体化し、体系的な人材育成に取り組んでいるところである。

復興・創生を更に前進させるためには、職員一人一人の能力を高めていくことが極めて重要である。今後、人材育成を一層充実させるためには、組織及び受講者のニーズを的確に把握し、よ

り効果的かつ効率的な研修体系としていくとともに、日々の業務を通じた職員育成（OJT）と併せて、職場外での研修（Off-JT）を受講する職員への組織でのフォローや、育児・介護等を行っている職員などが受講しやすい多様な研修機会の確保など研修受講環境の向上に引き続き努める必要がある。中でも、OJTに関しては、各職場においてその重要性を認識し、新採用職員サポート制度など職層に応じたOJTを効果的に実施できる環境を整備し、先輩職員の有する経験・知識・技術等を後輩職員が共有・継承し活用していくことが求められる。

また、管理職員は、人事評価の面談等の機会を活用して、各職員の中期的な能力開発や専門性向上等に関する希望の把握に努め、成長に向けての課題等を共有するなどコミュニケーションを密に取ることにより、職員の意欲を高め、自発的な取組や成長を促し、併せて、業務指導などのOJTにより職員の能力や専門性の向上を図るため、自らの指導力を培う必要がある。

さらに、職員が男女を問わず、あらゆる場面において、持てる力を十分に発揮できるように、幅広い職場経験・研修機会を付与することにより、職員全員の能力向上を図る機会が確保されるよう配慮する必要がある。なお、女性職員に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、女性職員を対象としたキャリアアップ支援研修等、引き続きキャリアアップの意欲が向上する機会を付与し、女性職員の登用拡大を図っていく必要がある。

(3) 人事評価制度の適切な運用と活用

複雑・多様化する行政課題を解決するためには、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上を図ることが重要であり、管理職員は、人事評価制度を活用しながら、業務の遂行状況等を適切に把握するとともに、能力・実績を適正に評価する必要がある。

任命権者は、人事評価制度を、公正性・公平性・納得性・客観性・透明性が確保された制度として運用することが重要である。併せて、人事評価の結果を地方公務員法の規定に基づき、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

(4) 非常勤職員の新たな任用制度の導入

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）に基づき、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、会計年度任用職員制度の創設などの規定が整備され、令和2年4月に施行されることとなったところである。

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任命権者は、会計年度任用職員制度の導入に向け、適正な制度設計を行う必要がある。本委員会としては、改正法施行時に円滑な移行ができるよう、必要な対応を行うとともに、国等の動きを注視していく。

3 定年制度の見直し

国家公務員の定年引上げについて検討要請を受けた人事院は、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用するため、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要であるとし、平成30年8月に国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。その中で、定年の引上げに関する具体的措置として、定年制度の見直し、役職定年制や定年前の再任用短時間勤務制の導入、60歳を超える職員の給与について言及している。

地方公務員の定年は、国の職員の定年を基準として定めることと地方公務員法に規定されており、国等の取組を注視しつつ、検討を進める必要がある。

4 公務員倫理の徹底

職員は、職務の内外において高い倫理観を保持し、県民全体の奉仕者として強い使命感を持って公務に当たることが求められており、県民の信頼と協力なくして震災からの復興は成し遂げることができないものである。

任命権者においては、職員面談や不祥事防止研修などを通じて、服務規律の保持に向けた職員の意識徹底に努めてきたところであるが、一般職員のみならず管理監督する立場にある職員までもが逮捕されるという不祥事案が相次いで発生したことは、県民の信頼を著しく失墜させる極めて深刻な事態であり、本委員会としても、危機的な状況と認識している。

任命権者においては、全職員が不祥事を自らのこととして捉えて自戒するなど、職員の意識改革に向けた取組の充実強化等の真摯な努力を積み重ね、組織を挙げて不祥事を根絶させる必要がある。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど(以下「ハラスメント」という。)は、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場環境を悪化させるものである。

任命権者においては、男女共同参画ガイドライン等を活用し、職員の人権に対する意識を高める取組の推進やハラスメントに係る相談窓口の周知徹底を図るなど、全ての職員が安心して働くことができる勤務環境の整備を確実に進めていく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、本県の一日も早い復興・創生の実現に向けて、山積する課題に果敢に挑戦を続けている。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸告

I 職員の給与の改定に関する勸告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

第1 平成30年4月の民間給与との比較による給与改定

1 給料表の改定

現行の給料表を別記（省略）のとおり改定すること。

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額を414,800円とすること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 平成30年12月期の支給割合

ア (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

イ 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和元年6月期以降の支給割合

ア (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

(3) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務は7,400円とし、執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、それぞれ31,500円、11,100円とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のアについては、平成30年12月1日から、第1の2の(2)のイについては、平成31年4月1日から実施すること。

2 給与関係規則の制定・改廃状況

平成30年度中に公布された給与関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30. 4. 27	第19号	30. 4. 1	○ 給料の調整額 福島市保健所に派遣される職員に対して適用できるよう附則を改正した。
30. 6. 1	第23号	30. 6. 1	○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。
30. 6. 29	第25号	30. 7. 1	○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。
30. 12. 25	第30号	30. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改定した。 ○ 初任給調整手当 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に係る初任給調整手当額を改定した。
		30. 12. 1	○ 勤勉手当 支給割合の改定に伴い、成績率の上限を改定した。
		31. 4. 1	○ 通勤手当 ガソリン価格等の上昇に伴い、各距離区分ごとの手当額を改正した。 ○ 勤勉手当 支給割合の改定に伴い、成績率の上限を改定した。
31. 3. 19	第3号	31. 4. 1	○ 宿日直手当 支給対象となる業務を改正した。 ○ 給料の調整額 通級指導の実施に伴い、支給対象となる公署等を改正した。 ○ 寒冷地手当 組織改編に伴い、支給対象となる公署を改正した。
31. 3. 29	第10号	31. 4. 1	○ 給料の特別調整額 組織改編に伴い、支給対象となる職を改正した。

○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30. 6. 29	第26号	30. 7. 1	○ 等級別職務表 組織改編等に伴い、等級別職務表を改正した。
30. 12. 25	第32号	30. 4. 1	○ 昇格時号給対応表 人事院規則等の改正に伴い、昇格時号給対応表を改正した。
			○ 降格時号給対応表 人事院規則等の改正に伴い、降格時号給対応表を改正した。
31. 3. 19	第5号	31. 3. 25	○ 降格の基準 主幹教諭に適用する特2級の新設に伴い、3級から特2級への降格についての規程を追加した。
			○ 等級別職務表 主幹教諭に適用する特2級の新設等に伴い、等級別職務表を改正した。
			○ 級別資格基準表

			<p>県立中学校への栄養教諭の配置に伴い、対象となる職種を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初任給基準表 県立中学校への栄養教諭の配置に伴い、対象となる職種を改正した。 ○ 昇格時号給対応表 主幹教諭に適用する特2級の新設に伴い、特2級から3級への昇格についての規程を追加した。
31. 3. 29	第11号	31. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 等級別職務表 組織改編に伴い、等級別職務表を改正した。

○ 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30. 12. 25	第31号	30. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改定した。
31. 3. 19	第4号	31. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ へき地手当等 義務教育学校の設置に伴い、支給対象学校名を改正した。 ○ 寒冷地手当 義務教育学校の設置に伴い、支給対象学校を改正した。

○ 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30. 12. 25	第33号	30. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昇格時号給対応表 全人連モデル昇格時号給対応表の改正に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 全人連モデル降格時号給対応表の改正に伴い、降格時号給対応表を改正した。
31. 3. 19	第6号	31. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 等級別職務表 主幹教諭に適用する特2級の新設等に伴い、等級別職務表を改正した。 ○ 昇格時号給対応表 主幹教諭に適用する特2級の新設に伴い、特2級から3級への昇格についての規程を追加した。

○ 職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30. 4. 27	第20号	30. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間等特殊業務手当 人事院規則に準じて支給額を改正した。
30. 6. 29	第27号	30. 6. 29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗船業務手当 支給対象となる船舶を改正した。
		30. 7. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用地交渉等手当 組織改編に伴い、支給対象となる機関を改正した。
31. 3. 19	第7号	30. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員特殊業務手当 県立中学校への栄養教諭の配置に伴い、支給対象となる職員を改正した。 ○ 夜間等特殊業務手当 支給額を改正した。
		31. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間等特殊業務手当

			<p>組織改編等に伴い、支給対象となる機関及び支給額を改正した。</p> <p>○ 交通取締等手当 支給対象となる業務及び支給額を改正した。</p>
--	--	--	--

○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
30. 6. 1	第22号	30. 6. 1	○ 組織改編に伴い、研究職給料表の適用範囲を改正した。

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、平成30年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区分 部 局 名	書面調査(平成30年5月)
知 事 部 局	150
教 育 委 員 会	143 (21)
警 察 本 部	63
議会・各委員(会)	6
合 計	362 (21)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数(平成30.4.1現在)

(単位：人)

区分 部 局 名	総 職 員 数			総 職 員 数 の うち 技 能 労 務 職 員 数			総 職 員 数 の うち 臨 時 職 員 数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知 事 部 局	6,423	4,587	1,836	183	176	7	437	77	360
教 育 委 員 会	6,392	3,787	2,605	62	60	2	154	50	104
警 察 本 部	3,984	3,479	505	12	10	2	34	9	25
議会・各委員(会)	98	72	26	3	3	0	4	0	4
合 計	16,897	11,925	4,972	260	249	11	629	136	493

イ 休憩時間の利用形態の状況（平成 30. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限の利用	
知 事 部 局	本 庁	32	1	33	33	0	33
	出 先	96	14	110	106	4	110
	計	128	15	143	139	4	143
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	84	45	129	127	2	129
	計	94	45	139	137	2	139
警 察 本 部	本 庁	28	6	34	26	8	34
	出 先	0	29	29	7	22	29
	計	28	35	63	33	30	63
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	76	7	83	75	8	83
	出 先	180	88	268	240	28	268
	合 計	256	95	351	315	36	351

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：時間）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	18.3	18.8	19.3	16.7	13.8	17.9	20.7	17.6	16.6	15.0	17.2	20.7	17.7
教 育 委 員 会	16.7	13.1	13.9	12.3	9.3	12.9	14.3	13.5	12.1	11.4	12.1	18.0	13.3
警 察 本 部	23.1	24.8	22.6	22.0	21.4	23.0	27.5	27.1	28.3	29.0	24.9	24.6	24.9
議会・各委員（会）	9.8	13.1	16.3	11.4	11.5	22.6	28.7	11.7	12.4	10.2	9.1	13.7	14.2
全 平 均	20.0	20.7	20.2	18.5	16.5	19.6	23.0	21.0	20.8	20.2	19.9	22.0	20.2

○ 月 60 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…%）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	219	230	271	156	94	194	313	200	189	149	210	335	2,560
	4.4	4.7	5.5	3.2	1.9	3.9	6.4	4.1	3.8	3.0	4.3	6.8	4.3
教 育 委 員 会	29	18	22	10	5	16	20	7	6	6	11	33	183
	4.3	2.7	3.3	1.5	0.7	2.4	3.0	1.0	0.9	0.9	1.7	5.0	2.3
警 察 本 部	19	26	15	9	22	15	51	52	82	92	22	19	424
	0.5	0.7	0.4	0.2	0.6	0.4	1.4	1.4	2.2	2.5	0.6	0.5	1.0
議会・各委員（会）	0	0	2	1	0	5	5	2	1	2	1	0	19
	0.0	0.0	3.2	1.6	0.0	7.9	7.9	3.2	1.6	3.2	1.6	0.0	2.5
全 平 均	267	274	310	176	121	230	389	261	278	249	244	387	3,186
	2.9	2.9	3.3	1.9	1.3	2.5	4.2	2.8	3.0	2.7	2.6	4.1	2.8

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	16 (12)	1 (0)	17 (12)
教育委員会	6 (3)	2 (2)	8 (5)
警察本部	1 (0)	0 (0)	1 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	23 (15)	3 (2)	26 (17)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	15 (0)	1 (0)	16 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	15 (0)	1 (0)	16 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	9 (0)	0 (0)	9 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	9 (0)	0 (0)	9 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の 別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	827	16,560	16,316	6,984	8.4	21.2
	非管理職	4,823	96,459	85,776	48,882	10.1	26.8
	合計	5,650	113,019	102,092	55,866	9.9	26.0
教育委員会	管理職	426	8,520	8,506	2,590	6.1	15.2
	非管理職	5,576	111,288	99,368	68,338	12.3	32.4
	合計	6,002	119,808	107,874	70,928	11.8	31.2
警察本部	管理職	147	2,940	2,821	1,617	11.0	28.1
	非管理職	3,758	75,172	72,119	42,056	11.2	28.6
	合計	3,905	78,112	74,940	43,673	11.2	28.5
議会・各委員(会)	管理職	29	580	580	254	8.8	21.9
	非管理職	63	1,260	1,194	629	10.0	25.6
	合計	92	1,840	1,774	883	9.6	24.4
合計	管理職	1,429	28,600	28,223	11,445	8.0	20.1
	非管理職	14,220	284,179	258,457	159,905	11.2	29.5
	合計	15,649	312,779	286,680	171,350	10.9	28.6

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は平成 29 年 12 月 31 日時点の在籍者であり、臨時職員を除くため、34 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の 別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	9	193	329	199	63	31	3
	非管理職	91	941	1,520	1,103	666	469	33
	合計	100	1,134	1,849	1,302	729	500	36
教育委員会	管理職	8	167	173	62	12	3	1
	非管理職	68	614	1,369	1,474	1,335	656	60
	合計	76	781	1,542	1,536	1,347	659	61
警察本部	管理職	0	13	37	68	24	3	2
	非管理職	47	324	1,124	1,341	672	229	21
	合計	47	337	1,161	1,409	696	232	23
議会・各委員(会)	管理職	0	7	8	11	2	1	0
	非管理職	0	10	19	23	7	3	1
	合計	0	17	27	34	9	4	1
合計	管理職	17	380	547	340	101	38	6
	非管理職	206	1,889	4,032	3,941	2,680	1,357	115
	合計	223	2,269	4,579	4,281	2,781	1,395	121

カ 病気休暇の取得状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日、時間、人)

区分		私傷病	公務災害
部局名			
知事部局	日時	15,985	143
		641	23
	実人数	460	10
教育委員会	日時	8,509	171
		1,731	29
	実人数	535	15
警察本部	日時	4,077	386
		101	54
	実人数	65	13
議会・各委員(会)	日時	161	0
		6	0
	実人数	6	0
合計	日時	28,732	700
		2,479	106
	実人数	1,066	38

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

区分		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	男性の育児休暇	女性の育児休暇
部局名									
知事部局	日時	6,024	233	121	67	56	/	/	/
			121	68	22	92	4	9,035	9,530
	実人数	60	103	40	17	33	1	3	17
教育委員会	日時	6,785	180	72	143	78	/	/	/
			192	143	231	509	0	4,500	47,200
	実人数	87	95	39	31	65	1	1	8
警察本部	日時	3,372	403	52	60	77	/	/	/
			49	6	28	59	0	0	0
	実人数	39	168	27	9	25	0	0	0
議会・各委員(会)	日時	0	0	0	0	0	/	/	/
			0	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	日時	16,181	816	245	270	211	/	/	/
			362	217	281	660	4	13,535	56,730
	実人数	186	366	106	57	123	2	4	25

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区分 部局名		子育て (男性)	子育て (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	2,069	1,754	108	42	134	26,584	1	5	267	1,721
		2,675	2,034	112	45	/	(4.6)	/	5	/	5,008
	実人数	798	387	36	13	22	5,834	1	2	108	2,297
教 育 委 員 会	日 時	1,575	1,958	250	419	95	27,456	5	7	414	6,651
		8,970	14,651	710	1,348	/	(4.8)	/	10	/	18,754
	実人数	1,011	794	107	155	32	5,706	3	2	180	4,004
警 察 本 部	日 時	1,173	613	30	6	76	19,182	0	0	143	1,630
		1,464	1,498	6	21	/	(5.0)	/	0	/	5,335
	実人数	659	130	9	2	21	3,864	0	0	60	2,459
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	27	25	0	0	0	442	0	0	6	24
		41	42	0	0	/	(4.9)	/	0	/	51
	実人数	10	7	0	0	0	91	0	0	2	28
合 計	日 時	4,844	4,350	388	467	305	73,664	6	12	830	10,026
		13,150	18,225	828	1,414	/	(4.8)	/	15	/	29,148
	実人数	2,478	1,318	152	170	75	15,495	4	4	350	8,788

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

注2 「夏季休暇」の日時欄の下段の()は、対象者一人当たりの日数である。

ク 休業・休職等の状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名		休業					休職				
		自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業	同僚休業	修学部分休業	高齢者部分休業	私傷病	公務	専従休職	分限条例第2条第1号の規定による休職
知事部局	日	0		0			7,294	14	2,686	0	0
	分					0					
	人数	0		0		0	39	1	9	0	0
教育委員会	日	433	0	611			4,125	19	730	0	0
	分					0					
	人数	2	0	2		0	23	1	3	0	0
警察本部	日	0		0			2,587	62	0	0	0
	分					0					
	人数	0		0		0	14	1	0	0	0
議会・各委員(会)	日	0		0			0	0	0	0	0
	分					0					
	人数	0		0		0	0	0	0	0	0
合計	日	433	0	611			14,006	95	3,416	0	0
	分					0					
	人数	2	0	2		0	76	3	12	0	0

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育児休業		部分休業		
		使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局	163	141	27,077	42	3,214	204,141
	(115)	(21)	(914)	(1)	(14)	(210)
教育委員会	184	180	39,072	39	3,777	183,816
	(111)	(3)	(669)	(1)	(252)	(7,560)
警察本部	224	76	18,886	4	188	4,785
	(196)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議会・各委員(会)	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	571	397	85,035	85	7,179	392,742
	(422)	(24)	(1,583)	(2)	(266)	(7,770)

注1 「対象者」とは「平成29年中に新たに育児休業が取得可能になった職員(男性職員の場合は配偶者が平成29年1月1日から平成29年12月31日までに出産した職員、女性職員の場合は平成28年12月31日から平成29年12月30日の期間内に産前産後休暇が終了した職員(妊娠4ヶ月以上の死産、妊娠4ヶ月目以降における妊娠中絶及び産後休暇中に子が死亡した場合を除く。)」の人数である。

注2 「使用者」とは、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(平成28年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、平成29年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は1人として計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者並びに使用者及び日数の総数であり、下段は男性職員の対象者並びに使用者及び日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	716	9
教育委員会	819	0
警察本部	902	2
議会・各委員(会)	9	0
合計	2,446	11

注 「対象者」とは、平成 29 年 4 月 1 日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(平成 29. 1. 1～平成 29. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知事部局	日	62	日	
	時	143	時	
	分		分	0
	人数	4	人数	0
教育委員会	日	558	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	6	人数	0
警察本部	日	43	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	1	人数	0
議会・各委員(会)	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
合計	日	663	日	
	時	143	時	
	分		分	0
	人数	11	人数	0

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（平成 29 年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,225 人	5,088 人	5,242 人
	受 診 者 (B)	2,200 人	5,031 人	5,069 人
	有 所 見 者 (C)	1,452 人	4,690 人	1,293 人
	受 診 率 (B/A)	98.9%	98.9%	96.7%
	有 所 見 率 (C/B)	66.0%	93.2%	25.5%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,302 人	4,987 人	100 人
	受 診 者 (B)	1,301 人	4,976 人	100 人
	有 所 見 者 (C)	770 人	4,289 人	12 人
	受 診 率 (B/A)	99.9%	99.8%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	59.2%	86.2%	12.0%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,670 人	2,305 人	2,427 人
	受 診 者 (B)	1,667 人	2,299 人	2,381 人
	有 所 見 者 (C)	1,246 人	2,071 人	1,963 人
	受 診 率 (B/A)	99.8%	99.7%	98.1%
	有 所 見 率 (C/B)	74.7%	90.1%	82.4%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	20 人	83 人	33 人
	受 診 者 (B)	20 人	83 人	33 人
	有 所 見 者 (C)	17 人	80 人	3 人
	受 診 率 (B/A)	100.0%	100.0%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	85.0%	96.4%	9.1%
合 計	対 象 者 (A)	5,217 人	12,463 人	7,802 人
	受 診 者 (B)	5,188 人	12,389 人	7,583 人
	有 所 見 者 (C)	3,485 人	11,130 人	3,271 人
	受 診 率 (B/A)	99.4%	99.4%	97.2%
	有 所 見 率 (C/B)	67.2%	89.8%	43.1%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(平成29.1.1～平成29.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害	通勤災害	合計
	知事部局	26	14
教育委員会	39	2	41
警察本部	39	1	40
議会・各委員(会)	0	0	0
合計	104	17	121

セ 安全衛生管理体制(平成30.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	1	1	0	0	18	18	18	18
	労働基準監督署	4	4	8	6	15	15	15	15
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	62	62	62	62
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	26	26	26	26
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	106	106	106	106
	労働基準監督署	4	4	8	6	15	15	15	15

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	0	0	34	33
	労働基準監督署	16	16	13	13
教育委員会	人事委員会	0	0	58	58
警察本部	人事委員会	0	0	10	10
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	104	103
	労働基準監督署	16	16	13	13

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

平成30年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
30. 7. 6	第29号	30. 7. 6	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、新たに設置された、福島イノベーション・コースト構想推進監を追加し、市町村復興支援担当理事、直轄理事、安全管理監、子育て支援担当理事、教育長を削除した。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
31. 2. 12	第2号	31. 2. 12	○ 職員の派遣先公益的法人の内、「一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」の名称を「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」に改めた。

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
31. 3. 29	第8号	31. 4. 1	○ 職員の超過勤務命令の上限を定め、また、育児又は介護を行う職員に認められていた早出遅出勤務を障がい者である職員が取得する場合の手段を定めた。

○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規則の内容
31. 3. 29	第9号	31. 4. 1	○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関し、再就職者による依頼等の届出手続の対象となる地方公共団体について追加した。

第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 平成30年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

号別区分決定・廃止の状況

区分	事業所の名称	号別区分	労働基準監督機関	新設・廃止年月日
廃止	水産試験場相馬支場	12号	人事委員会	平成30年5月31日
決定	水産資源研究所	12号	人事委員会	平成30年6月1日

(2) 平成30年6月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

・労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主な業種	事業所名	
人事委員会 (単純労働職員については労働基準監督署)	12号	教育研究調査	危機管理部	消防学校
			生活環境部	環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部	総合衛生学院、衛生研究所(支所(2))
			商工労働部	テリアガテミ(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(3))
			農林水産部	農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場
			教育委員会	教育センター、図書館、美術館、博物館、養護教育センター、学校(104)※1、郡山自然の家、会津自然の家
			警察本部	警察学校
労働基準監督署	3号	土木建設	土木部	建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所
	4号	旅客貨物運送	土木部	福島空港事務所
	13号	保健衛生	保健福祉部	保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、若松乳児院、福島学園、郡山光風学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会	視覚支援・聴覚支援・支援学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

・官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事業所名	
人事委員会 (単純労働職員については労働基準監督署)	知事部局本庁	
	総務部	地方振興局(7)(県北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危機管理部	消防防災航空センター
	企画調整部	ふたば復興事務所
	保健福祉部	食肉衛生検査所
	商工労働部	計量検定所
	農林水産部	農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土木部	ダム管理事務所(1)、あぶくま高原道路管理事務所
	議会事務局、教育庁、警察本部(県民サービス課、教養課、厚生課、留置管理課、監察課、少年課、生活環境課、地域企画課、捜査第三課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備課、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会	
	教育委員会	教育事務所(7)
	警察本部	警察署(22)、分庁舎(7)

・船舶に係る労働基準監督機関(=以下いずれも人事委員会)

調査船あづま(水産事務所)、調査指導船いわき丸(水産海洋研究センター)、調査指導船拓水(水産資源研究所)、練習船福島丸(いわき海星高等学校)

2 職権行使の実績

人事委員会が行う労働基準監督機関の職権の行使には、事業所への調査、法令に基づく報告や届出の受理、各種申請の許可・認定等があり、その実績は次のとおりである。

(1) 実地調査

勤務条件の実態を調査するため、事業所を訪問して行った調査実績は次のとおり。

実施時期：平成30年7月11日から8月27日

調査対象所属：10カ所（知事部局7カ所、教育委員会1カ所、警察本部2カ所）

調査対象職員：70人（10所属×1所属あたり7人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受信状況、
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、
両立支援制度の活用など

(2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、任命権者へ行った申し入れの実績は次のとおり。

実施回数：3回

実施内容：（平成30年11月）長時間労働是正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

(3) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業所の安全衛生管理体制について、選任報告を受けた実績は次のとおり。

総括安全衛生管理者 1件（知事部局）

衛生管理者 51件（知事部局12件、教育委員会32件、警察本部7件）

産業医 24件（知事部局16件、教育委員会5件、警察本部3件）

(4) 定期健康診断等結果報告

職員への健康診断及びストレスチェックの実施状況について、結果報告を受けた実績は次のとおり。

定期健康診断結果報告 3件（平成29年度実績）

ストレスチェック結果等報告 3件（平成29年度実績）

※知事部局（議会、委員会を含む）、教育委員会、警察本部から全所属分各1件

(5) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員に係る時間外勤務・休日勤務について、36協定の届出を実績は次のとおり。

平成30年度36協定届 135件（対象となる全公所）

(6) 宿日直勤務の許可

正規の勤務時間外に監視又は断続的労働に従事させる職員について、申請を受け許可した実績は次のとおり。

宿日直勤務許可 3件（教育委員会2件、警察本部1件）

(7) 解雇予告除外の認定

労働者を解雇しようとする場合には30日前までの予告又は30日以上平均賃金支払が必要となること、労働者の責めに帰すべき事由により解雇するものと認定場合にはこの限りではないが、その申請を受け認定した実績は次のとおり。

解雇予告除外認定 2件（知事部局1件、教育委員会1件）

(8) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により平成30年度中に落成等検査を実施した状況は次のとおりである。

また、平成30年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び平成31年3月31日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況

検査区分	事業所名	種類	基数	検査年月日	検査証交付年月日	使用目的・変更内容
使用再開検査	岩瀬農業高等学校	鑄鉄製前後組合せ式蒸気ボイラー	1	30.12.13	30.12.13	暖房

イ 性能検査の状況

区分	ボイラー合格基数	第一種圧力容器合格基数
計	55	22

ウ 報告等の状況

区分	事業所名	基数	届出年月日
ボイラー廃止報告	清陵情報高等学校	1	30.9.28
〃	白河実業高等学校	1	30.11.7
〃	県中家畜保健衛生所	1	30.11.9
ボイラー休止報告	岩瀬農業高等学校	1	30.11.21

エ ボイラー等の設置状況（平成31年3月31日現在）

区分 任命権者	ボイラー		第一種圧力容器		クレーン		備考
	事業所数	基数	事業所数	基数	事業所数	基数	
知事	8	16	6	15	1	1	
教育委員会	38	43	7	8	0	0	
警察本部	3	6	0	0	0	0	
計	49	65	13	23	1	1	

第7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、平成30年度末（平成31年3月31日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8市 31町 15村)	}	<u>合計 77団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	23団体		

第 8 公 平 審 査 関 係 業 務

1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

平成30年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度の繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部認容	一部認容	棄却		
給与		1	1						1	1	0
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境		1	1		1					1	0
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計		2	2		1				1	2	0

※処理件数の内、取下げの1件は、人事委員会があっせんを行い事案が解決した結果、取下げられたものである。

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度の繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部認容	一部認容	棄却		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境		1	1							0	1
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計		1	1							0	1

(2) 完結事案一覧表

ア 県分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
平成30(措)第1号	県職員	知事	勤務環境の改善	平成31年2月6日	取下げ
平成30(措)第2号	公立学校教員	県教育委員会	手当の支給	平成30年11月28日	要求棄却

イ 委託分

なし

2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めるときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

平成30年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)		
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)	
							処分取消	処分修正	処分承認			
分限処分	降給 降任 休職 分限免職											
懲戒処分	戒告 減給 停職 懲戒免職											
		1	1		1							1
		1	1						1			1
転任												
その他												
計		2	2		1				1			2
再 審												0

イ 委託分 なし

(2) 完結事案一覧表

ア 県分

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
平成29(審)第1号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(免職)	平成31年2月26日	処分承認
平成29(審)第2号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(停職)	平成30年8月30日	取下げ

イ 委託分 なし

3 公平審査関係規則の制定・改廃状況

平成30年度は公平審査関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第9 人事行政相談業務

1 人事行政相談業務の概要

人事行政相談は、人事行政に関する職員の悩みに対して人事行政相談員が相談に応じ、職員への助言、関係当事者への調査・伝達等を行う制度であり、平成17年4月1日より実施している。

2 人事行政相談の状況

平成30年度の相談の状況は次のとおりである。

(1) 職員の所属団体別相談状況

(単位：件)

所属団体	相談件数
県	31
市 町 村	27
一部事務組合	12
不明（匿名相談等）	3
合計	73

(2) 相談内容、相談方法別相談状況

(単位：件)

相談内容	相談方法	面接	電話	手紙	F A X	メール	計
任用		1	15			3	19
給与			3				3
勤務時間			5				5
勤務・休暇			6				6
健康安全、厚生福利			4				4
パワハラ			17	1		1	19
セクハラ							
パワハラ以外のいじめ等			7				7
人事評価						1	1
その他		1	4		2	2	9
合計		2	61	1	2	7	73

(3) 相談内容、処理状況別相談状況

(単位：件)

相談内容	相談方法	制度の説明	助言	当局へ伝達	調査	話し合い	指導・あっせん	その他	計
任用		1	16	2					19
給与		2	1						3
勤務時間			1	1				3	5
勤務・休暇		4	2						6
健康安全、厚生福利		1			1		1	1	4
パワハラ		2	10	3	1			3	19
セクハラ									
パワハラ以外のいじめ等		1						6	7
人事評価		1							1
その他		2	1					6	9
合計		14	31	6	2		1	19	73

第10 職員団体関係業務

1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第3条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

平成30年度に新規登録及び変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
福島県学校事務労働組合	平成30年4月10日	役員の変更
福島県立高等学校教職員組合	平成30年4月10日	役員の変更
福島県教職員組合	平成30年4月10日	役員の変更
自治労福島県職員労働組合	平成30年4月17日	役員の変更
鮫川村職員労働組合	平成30年4月17日	役員の変更
自治労双葉町職員組合	平成30年4月17日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	平成30年4月17日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	平成30年4月17日	役員及び従たる事務所の所在地の変更
泉崎村職員労働組合	平成30年4月24日	規約及び役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	平成30年4月25日	役員の変更
自治労西郷村職員労働組合	平成30年4月27日	役員の変更
下郷町職員労働組合	平成30年5月2日	役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	平成30年5月15日	規約及び役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	平成30年5月15日	役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	平成30年5月15日	規約及び役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	平成30年5月15日	規約及び役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	平成30年5月15日	役員の変更
自治労葛尾村職員労働組合	平成30年6月13日	役員の変更
自治労葛尾村職員労働組合	平成30年6月13日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	平成30年6月13日	役員の変更
自治労檜葉町職員労働組合	平成30年6月13日	所在地の変更
自治労広野町職員労働組合	平成30年6月26日	役員の変更
自治労広野町職員労働組合	平成30年6月26日	役員の変更
自治労広野町職員労働組合	平成30年6月26日	役員の変更
自治労相馬市職員労働組合	平成30年6月28日	役員の変更
自治労葛尾村職員組合	平成30年7月3日	役員の変更
自治労葛尾村職員組合	平成30年7月3日	役員の変更
自治労葛尾村職員組合	平成30年7月3日	役員の変更
自治労浪江町職員組合	平成30年8月13日	役員の変更
自治労浪江町職員組合	平成30年8月13日	役員の変更
平田村職員労働組合	平成30年9月5日	役員の変更
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	平成30年9月19日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	平成30年9月25日	役員の変更
自治労古殿町職員労働組合	平成30年10月10日	役員の変更
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	平成30年10月10日	規約及び役員の変更
中島村職員労働組合	平成30年10月15日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
浅川町職員組合	平成30年10月19日	役員の変更
只見町職員労働組合	平成30年11月19日	役員の変更
只見町職員労働組合	平成30年11月19日	役員の変更
自治労桑折町職員労働組合	平成30年11月19日	役員の変更
自治労桑折町職員労働組合	平成30年11月19日	役員の変更
金山町職員組合	平成30年11月19日	役員の変更
矢吹町職員労働組合	平成30年11月28日	新規登録
自治労会津坂下町職員労働組合	平成30年12月4日	役員の変更
大熊町職員労働組合	平成30年12月6日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	平成30年12月6日	規約及び役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	平成30年12月7日	役員の変更
自治労会津美里町職員労働組合	平成31年1月18日	規約及び役員の変更
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	平成31年1月18日	役員の変更
自治労新地町職員労働組合	平成31年1月22日	役員の変更
自治労広野町職員労働組合	平成31年1月22日	役員の変更
自治労双葉町職員組合	平成31年1月22日	役員の変更
自治労飯舘村職員労働組合	平成31年1月24日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	平成31年1月24日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	平成31年1月28日	役員の変更
富岡町職員労働組合	平成31年1月28日	役員の変更
田村広域行政組合職員労働組合	平成31年1月28日	役員の変更
平田村職員労働組合	平成31年1月31日	規約及び役員の変更
平田村職員労働組合	平成31年1月31日	役員の変更
平田村職員労働組合	平成31年1月31日	所在地の変更
自治労桑折町職員労働組合	平成31年2月4日	役員の変更
天栄村職員労働組合	平成31年2月4日	役員の変更
自治労双葉地方広域市町村圏組合職員労働組合	平成31年2月21日	役員の変更
自治労双葉地方広域市町村圏組合職員労働組合	平成31年2月21日	役員の変更
自治労国見町職員労働組合	平成31年2月25日	役員の変更
小野町職員労働組合	平成31年2月25日	役員の変更
下郷町職員労働組合	平成31年3月7日	役員の変更
自治労鏡石町職員労働組合	平成31年3月7日	規約及び役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	平成31年3月12日	役員の変更
金山町職員組合	平成31年3月18日	役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	平成31年3月18日	役員の変更
自治労葛尾村職員組合	平成31年3月18日	役員の変更
石川町役場職員組合	平成31年3月22日	役員の変更
自治労埴町職員労働組合	平成31年3月22日	役員の変更
自治労矢祭町職員組合	平成31年3月22日	役員の変更
玉川村職員労働組合	平成31年3月26日	役員の変更
玉川村職員労働組合	平成31年3月26日	役員の変更
西会津町職員組合	平成31年3月29日	規約、役員及び所在地の変更

なお、平成30年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労猪苗代町職員労働組合	42.1.21	〃	
西会津町職員組合	42.1.21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42.1.21	〃	
金山町職員組合	42.1.21	〃	
自治労塙町職員労働組合	42.1.21	〃	
石川町役場職員組合	42.1.21	〃	
浅川町職員組合	42.1.21	無	
自治労古殿町職員労働組合	42.1.21	〃	
小野町職員労働組合	42.1.21	有	
自治労檜葉町職員労働組合	42.1.21	〃	
富岡町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労大玉村職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労湯川村職員労働組合	42.1.21	〃	
玉川村職員労働組合	42.1.21	〃	
平田村職員組合	42.1.21	〃	
自治労浪江町職員組合	42.2.10	〃	
自治労新地町職員労働組合	42.2.10	〃	
大熊町職員労働組合	42.2.10	〃	
天栄村職員組合	42.2.28	〃	
只見町職員労働組合	42.3.28	〃	
自治労鏡石町職員労働組合	42.5.30	〃	
自治労双葉町職員組合	42.6.20	〃	
自治労飯舘村職員労働組合	42.6.29	〃	
自治労葛尾村職員組合	42.8.5	無	
自治労棚倉町職員労働組合	42.10.6	有	
自治労東白衛生職員労働組合	43.12.21	〃	
自治労国見町職員労働組合	48.3.7	〃	
自治労伊達市職員労働組合	48.4.20	〃	
泉崎村職員労働組合	48.7.30	〃	
川内村職員労働組合	48.11.12	〃	
自治労桑折町職員労働組合	48.11.12	〃	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
自治労矢祭町職員組合	49.7.8	〃	
中島村職員労働組合	49.8.5	〃	
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	49.10.3	〃	
自治労西郷村職員労働組合	50.2.15	〃	
自治労柳津町職員労働組合	50.6.21	〃	
自治労白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	51.2.16	〃	
鮫川村職員労働組合	51.10.29	〃	
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	52.10.13	〃	
田村広域行政組合職員労働組合	56.12.23	〃	
自治労双葉地方広域市町村圏組合職員労働組合	60.3.27	〃	
自治労会津美里町職員労働組合	63.3.7	無	
自治労広野町職員組合	平2.2.28	〃	
福島県学校事務労働組合	4.6.20	有	
矢吹町職員労働組合	30.11.28	無	
計 60 団体		52団体	

2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、平成30年度の改正等は次のとおりである。

(1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（平成30年福島県人事委員会規則第21号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局（出納局を含む。） 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交 流局長 技監 政策監 知事公室長 風評・風化対策監 福島イ ノベーション・コースト構想推進監 環境回復推進監 再生可能 エネルギー産業推進監 食産業振興監 部次長 出納局次長 避 難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観 光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主 幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 知事公室秘書課の副課長及び 主任主査 同課の主査、副主査及び主事（知事又は副知事と行動 を共にする者に限る。）同室政策調査課の主幹及び副課長 同室 広報課の総括担当の主幹 財務総室財政課の主幹、副課長及び主 主任主査 人事総室の副課長 同総室に置かれる課（職員業務課を 除く。）に置かれる主任主査及び主査並びに人事又は給与につい ての企画立案担当の副主査及び主事 文書管財総室文書法務課の 法令審査担当の主幹及び主任主査 守衛長 企画調整総室企画調 整課の企画調整担当の主幹 同総室復興・総合計画課の計画調整 担当の主幹 出納局出納総務課の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
障がい者総合福祉センター	所長 次長
若 松 乳 児 院	院長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長
郡 山 光 風 学 園	園長 次長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総合療育センター	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精神保健福祉センター	所長 次長
総合衛生学院	学院長 副学院長 事務長
衛生研究所	所長 副所長
計量検定所	所長 次長
テクノアカデミー	校長 副校長
ハイテクプラザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農林事務所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水産事務所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長
農業総合センター	所長 副所長 事務長 部(室)長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林業研究センター	所長 副所長 事務長
水産海洋研究センター	所長 副所長 事務長 いわき丸船長
水産資源研究所	所長 副所長 事務長
内水面水産試験場	場長 事務長
建設事務所	所長 次長 総務部長(県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。)
土木事務所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港湾建設事務所	所長 次長
福島空港事務所	所長 次長
流域下水道建設事務所	所長 次長
教 育 委 員 会 教 育 庁 本 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特別支援教育センター	所長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長
博 物 館	館長 副館長

機 関	職
自 然 の 家 県 立 学 校	所長 次長 校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	事務局長
人 事 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監 査 委 員 事 務 局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労 働 委 員 会 事 務 局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副学院長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

(2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	改 正 団 体 名
30. 7. 6	第28号	30. 7. 6	喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 川俣町 桑折町 大玉村 檜枝岐村 只見町 磐梯町 猪苗代町 西会津町 会津坂下町 湯川村 柳津町 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 埴町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 双葉町 富岡町 川内村 檜葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯館村 公立藤田病院組合 双葉地方広域市町村圏組合

3 その他職員団体関係規則の改正

平成30年度中に公布されたその他の職員団体関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

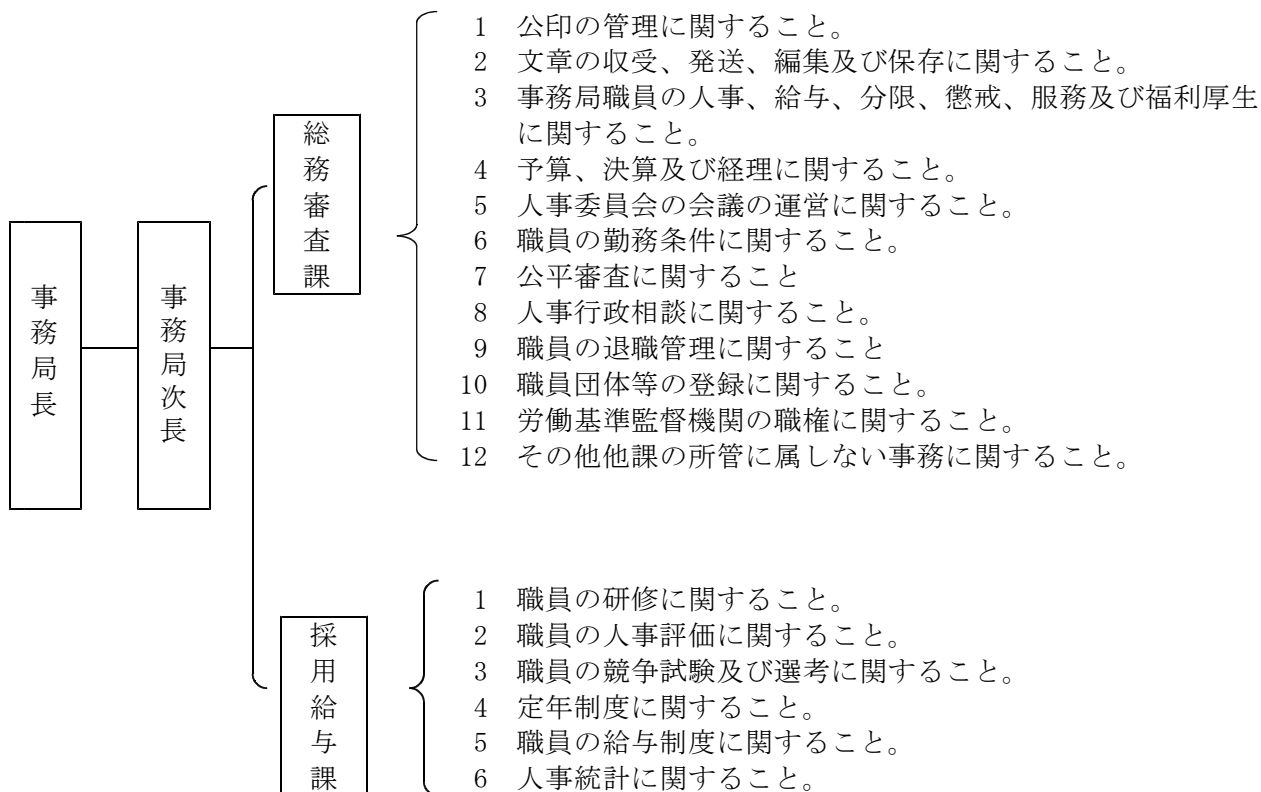
○ 職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	規 則 の 内 容
30. 6. 29	第24号	30. 6. 29	○ 役員等の変更の届出に使用する第2号様式中、票数の合計欄を削除した。

第11 その他

1 事務局の組織及び分掌事務

事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりである。



2 事務局職員名簿

(平成31年4月1日現在)

職 名		氏 名	備 考
事 務 局 長		林 昭 彦	
事 務 局 次 長		大 江 賢 一	
総 務 審 査 課	課 長	(兼)大 江 賢 一	
	主 幹 兼 副 課 長	佐 藤 敏 行	
	主 任 主 査	荒 川 麻 知 子	
	主 査	七 海 瑠 美	
	副 主 査	安 積 鷹 彦	
採 用 給 与 課	課 長	佐 藤 等	
	主 幹 兼 副 課 長	角 田 禎 雄	
	主 任 主 査	波 多 野 茂 正	
	主 査	(併)安 齋 一 則	
	主 査	(併)宍 戸 一 雅	
	副 主 査	鈴 木 麻 衣	
	主 事	高 岡 尋 貴	
		山 崎 有 紀	

3 諸会議の開催状況

平成30年度の人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	全国人事委員会連合会	東北・北海道地区人事委員会協議会
30. 5. 8		委員長・事務局長会議（宮城県）
30. 6. 8	第126回総会（東京都）	
30. 7. 5～6	公平審査事務研修会（兵庫県）	
30. 8. 29		委員・事務局長合同会議（岩手県）
30. 9. 3		給与事務会議（秋田県）
31. 1. 28		任用事務会議（福島県）
31. 1. 29		給与事務研修会（北海道）